

令和7年8月7日

筑西市長 設 楽 詠美子 様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会 委員長 榎 戸 久



意 見 書

地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る令和6年度の業務実績に関する評価について、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（平成29年条例第21号）第1条の2第2号の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく評価結果（案）について、別添のとおり定めることが適当と判断します。

以 上

【参考法令】

■ 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例

(平成29年6月30日条例第21号)

(所掌事務)

第1条の2 委員会は、法第11条第2項各号(同項第6号を除く。)に掲げる事務をつかさどるほか、同項6号の規定により、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第28条第1項第1号に規定する当該事業年度における業務の実績並びに同項第3号に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関すること。

■ 地方独立行政法人法 (平成15年7月16日号外法律第118号)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績